

第158期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ
「日輪」（5階）

決議事項

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に
対する譲渡制限付株式の割当て
のための報酬決定の件

議決権の事前行使にご協力ください

インターネット等又は書面による議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分まで

議決権行使書のQRコードから
スマートフォンで行使できます



相鉄ホールディングス株式会社

証券コード 9003

(証券コード 9003)

2026年6月 4 日

(電子提供措置の開始日) 2026年5月28日

株 主 各 位

横浜市西区北幸一丁目3番23号

相鉄ホールディングス株式会社

代表取締役社長 加 藤 尊 正

第158期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第158期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第158期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.sotetsu.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※上記のウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（相鉄ホールディングス）」又は「証券コード（9003）」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9003/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により事前に議決権を行使することができます。

後記のご案内に従って、議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）		
2. 場 所	横浜市西区北幸一丁目3番23号 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 「日輪」（5階）		
3. 目的事項	報告事項	1. 第158期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第158期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件	
	決議事項	第1号議案 剰余金配当の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 取締役の報酬額改定の件 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、資源を節約するため、本紙をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。なお、監査役及び会計監査人は各ウェブサイト掲載事項も監査しております。
 - [事業報告] 主要な事業内容及び事業所等、従業員の状況、主要な借入先、会社の株式に関する事項、会計監査人の状況、会社の体制及び方針
 - [連結計算書類] 連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - [計算書類] 株主資本等変動計算書、個別注記表

議決権行使についてのご案内

事前行使（推奨）

インターネット等による議決権行使



次ページのインターネット等による議決権行使のご案内をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで**

書面による議決権行使

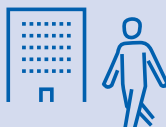


同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

- 賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとして、お取扱いたします。
- 役員選任議案で、一部の候補者の賛否を表示する場合
⇒ 「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

行使期限 **2026年6月25日（木曜日）午後5時30分到着まで**

当日行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※ 「招集ご通知」をご持参ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権のお取り扱い

複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。また、議決権行使書とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。なお、議決権行使書とインターネットによる行使が同日に到着した場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使としてお取扱いたします。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力が不要となります。

1 QRコードを読み取り、「議決権行使へ」ボタンをタップ

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取ります。

2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取り

パソコン等による議決権行使

1 議決権行使ウェブサイトアクセス <https://www.web54.net>

「次へすすむ」をクリックしてください。

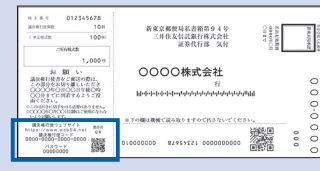
2 議決権行使コードを入力

同封の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。

3 パスワードを入力

同封の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックしてください。
※次の画面で新しいパスワードを設定します。
設定した新しいパスワードは大切に保管してください。

「議決権行使コード」及び「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）

0120-652-031
(受付時間 午前9時～午後9時)

第1号議案 剰余金配当の件

相鉄グループは、中核事業として鉄道事業を有する公益性の高い業種であり、長期にわたる健全経営が望まれることから、経営環境、設備投資計画等を勘案し、内部留保の充実をはかりながら、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針といたします。

当期の期末配当につきましては、上記の方針や情勢に鑑みまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金40円

総額3,838,762,920円

なお、中間配当金として 1 株につき30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は 1 株につき70円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者については、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の承認を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【ご参考】 候補者一覧

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位・担当			取締役会 出席状況
1	たき ざわ ひで ゆき 滝 澤 秀 之	男性	代表取締役会長	再任	11回／11回 (出席率100%)
2	か とう たか まさ 加 藤 尊 正	男性	代表取締役社長 社長執行役員	再任	9回／9回 (出席率100%)
3	ご とう りょう いち 後 藤 亮 一	男性	取締役 執行役員 総務部担当、労務部担当	再任	11回／11回 (出席率100%)
4	ひろ せ よし え 廣 瀬 佳 恵	女性	取締役 執行役員 経営戦略室長	再任	9回／9回 (出席率100%)
5	おん じ よし みつ 恩 地 祥 光	男性	取締役	再任 社外 独立役員	11回／11回 (出席率100%)
6	ふじ かわ ゆ き こ 藤 川 裕紀子 (戸籍上の氏名：小林 裕紀子)	女性	取締役	再任 社外 独立役員	11回／11回 (出席率100%)
7	よし なか み え こ 芳 仲 美恵子 (戸籍上の氏名：畑 美恵子)	女性	取締役	再任 社外 独立役員	9回／9回 (出席率100%)

(注) 取締役候補者 加藤尊正、廣瀬佳恵及び芳仲美恵子の各氏の取締役会出席回数は、2025年6月27日の取締役就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号

1

たき ざわ
滝澤ひで ゆき
秀之

男性

再任

1959年10月5日生

■ 所有する当社株式の数 19,321株

■ 取締役会への出席状況 11回／11回
(出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1984年 4 月	当社入社	2015年 6 月	相模鉄道(株)専務取締役
2010年 6 月	(株)相鉄ビルマネジメント専務取締役	2016年 6 月	同社取締役社長
2011年 6 月	当社執行役員	2019年 6 月	当社取締役（現任）
2011年 7 月	当社経営戦略室部長（第一統括担当）	2019年 6 月	当社代表取締役（現任）
2012年 6 月	当社取締役	2019年 6 月	当社社長 社長執行役員
2013年 6 月	当社経営戦略室長兼経営戦略室部長（第二統括担当）	2025年 6 月	当社会長（現任）

取締役候補者とした理由

滝澤秀之氏は、当社グループの中核である相模鉄道(株)において取締役社長を務める等、経営に関する豊富な経験を有しております。現在は代表取締役会長として当社の経営に携わっており、当社の取締役として重要な資質を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

か とう
加藤たか まさ
尊正

男性

再任

1963年1月30日生

■ 所有する当社株式の数 12,276株

■ 取締役会への出席状況 9回／9回
(出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1985年 4 月	当社入社	2020年 6 月	(株)相鉄ホテルマネジメント取締役社長
2009年 4 月	当社グループ経営戦略室部長（第三統括担当）	2020年 6 月	(株)相鉄ホテル開発取締役社長
2013年 6 月	当社執行役員	2020年 6 月	相鉄イン(株)取締役社長
2014年 6 月	当社取締役	2020年 6 月	(株)サンルート取締役社長
2015年 6 月	当社経営戦略室長	2025年 6 月	当社取締役（現任）
2019年 6 月	当社常務執行役員 総務部担当、労務部担当	2025年 6 月	当社代表取締役（現任）
2019年 6 月	相鉄ホテル(株)取締役社長	2025年 6 月	当社社長 社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

加藤尊正氏は、当社経営戦略室長として業務執行の経験を有するほか、当社グループのホテル事業会社各社において取締役社長を務める等、経営に関する豊富な経験を有しております。現在は、代表取締役社長として当社の経営に携わっており、当社の取締役として重要な資質を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ごとう
後藤

りょう いち
亮一

男性

再任

1967年1月13日生

■ 所有する当社株式の数

6,982株

■ 取締役会への出席状況

11回／11回
(出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1989年4月 当社入社

2014年7月 当社経営戦略室部長（第二統括担当）

2019年6月 相鉄ビジネスサービス(株)取締役社長

2019年6月 相鉄保険サービス(株)取締役社長

2023年6月 当社取締役（現任）

2023年6月 当社執行役員 総務部担当、労務部担当（現任）

重要な兼職の状況

相鉄ウィッシュ(株) 取締役社長（代表取締役）

相鉄ネクストステージ(株) 取締役社長（代表取締役）

取締役候補者とした理由

後藤亮一氏は、当社グループの事業会社各社において取締役社長を務め、経営に関する豊富な経験を有しております。現在は当社取締役として業務執行に携わっており、当社の取締役として重要な資質を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

ひろ せ
廣瀬

よし え
佳恵

女性

再任

1967年1月29日生

■ 所有する当社株式の数

2,967株

■ 取締役会への出席状況

9回／9回
(出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1990年4月 当社入社

2018年7月 (株)相鉄ホテルマネジメント運営本部運営部長

2019年7月 当社経営戦略室部長（第二統括担当）

2022年7月 当社経営戦略室部長（第一統括担当）

2023年6月 相鉄ビジネスサービス(株)取締役社長

2023年6月 相鉄保険サービス(株)取締役社長

2025年6月 当社取締役（現任）

2025年6月 当社執行役員（現任）

2025年6月 当社経営戦略室長（現任）

取締役候補者とした理由

廣瀬佳恵氏は、当社グループの事業会社各社において取締役社長を務め、経営に関する豊富な経験を有しております。現在は当社取締役として業務執行に携わっており、当社の取締役として重要な資質を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

おん じ
恩 地よし みつ
祥 光

男性

再任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 取締役会への出席状況

11回／11回
(出席率100%)

1954年11月1日生

略歴、当社における地位、担当

1994年4月 (株)ダイエー経営企画本部長

2010年6月 (株)レコフ事務所 (現 (株)レコフ) 代表取締役社長兼CEO

1998年9月 (株)アール・イー・パートナーズ取締役副社長

2016年10月 同社代表取締役会長

1999年12月 (有)オズ・コーポレーション取締役 (代表) (現任)

2020年6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(有)オズ・コーポレーション 取締役 (代表)

日本調剤(株) 社外取締役

東京建物(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

恩地祥光氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において有益な発言を行っていることから、社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、当社の経営に対する助言と監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

ふじ かわ ゆ き こ
藤 川 裕 紀 子
(戸籍上の氏名：小林 裕紀子)

女性

再任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 取締役会への出席状況

11回／11回
(出席率100%)

1965年3月16日生

略歴、当社における地位、担当

1992年3月 公認会計士登録

2004年12月 税理士登録

1998年6月 金融監督庁 (現 金融庁) 検査部金融証券検査官

2012年1月 税理士法人会計実践研究所代表社員 (現任)

2000年7月 藤川裕紀子公認会計士事務所所長 (現任)

2020年6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

公認会計士 (藤川裕紀子公認会計士事務所 所長)

(株)ラクト・ジャパン 社外取締役 監査等委員

税理士 (税理士法人会計実践研究所 代表社員)

(株)ADEKA 社外取締役 監査等委員

星野リゾート・リート投資法人 監督役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

藤川裕紀子氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と幅広い経験に基づき、取締役会において有益な発言を行っていることから、社外取締役候補者となりました。選任後も、これまで同様、当社の経営に対する助言と監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

芳仲美恵子
(戸籍上の氏名：畑 美恵子)

女性

再任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 取締役会への出席状況

9回／9回

(出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1996年 4 月	弁護士登録（第一東京弁護士会）	2024年 4 月	第一東京弁護士会副会長
2001年 8 月	法務省人権擁護委員	2025年 4 月	第一東京弁護士会常議員
2003年 4 月	畑・芳仲法律事務所パートナー（現任）	2025年 6 月	当社取締役（現任）
2020年 4 月	日本弁護士連合会常務理事		

重要な兼職の状況

弁護士（畑・芳仲法律事務所 パートナー）	(株)テレビ朝日ホールディングス 社外取締役 監査等委員
----------------------	------------------------------

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

芳仲美恵子氏は、弁護士としての法令等に関する専門的な知識と幅広い経験に基づき、取締役会において有益な発言を行っていることから、社外取締役候補者となりました。選任後も、これまで同様、当社の経営に対する助言と監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役及び社外取締役監査等委員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 加藤尊正、廣瀬佳恵及び芳仲美恵子の各氏の取締役会出席回数は、2025年6月27日の取締役就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。
3. 恩地祥光、藤川裕紀子及び芳仲美恵子の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 本株主総会終結時の社外取締役としての在任期間は、恩地祥光及び藤川裕紀子の両氏は6年、芳仲美恵子氏は1年であります。
5. 当社は、恩地祥光、藤川裕紀子及び芳仲美恵子の各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額であります。なお、各氏の再任が承認を得られた場合には当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社及び一部の子会社の取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社及び一部の子会社が保険料を全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じた、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を填補の対象としております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 三木章平氏は本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得るとともに、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の承認を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

た ばた 田 畑	じゅん じ ろう 順 二 朗	男性	新任	社外	独立役員	■ 所有する当社株式の数 0株
		1963年10月1日生				

略歴、当社における地位

2013年3月 日本生命(相)執行役員

2020年3月 同社専務執行役員

2017年3月 同社常務執行役員

2023年4月 ニッセイ保険エージェンシー(株)代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

ニッセイ保険エージェンシー(株) 代表取締役社長

(株)駒井ハルテック 社外取締役

社外監査役候補者とした理由及び期待される役割等

田畑順二郎氏は、経営者としての経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かしていただきたく、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田畑順二郎氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 田畑順二郎氏の選任が承認を得られた場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額であります。
4. 当社は、当社及び一部の子会社の取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社及び一部の子会社が保険料を全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じた、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を填補の対象としております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】本株主総会終結後のスキルマトリックス

当社では、取締役会全体の機能強化を図り、当社グループが永続的に発展するために、当社の経営環境、事業特性、事業規模及び中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らし合わせ、当社の取締役及び監査役として必要な知識・経験・能力等のスキルを定めております。

当社の取締役及び監査役として必要なスキルは、取締役会の実効性と適正性を確保し、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応するための企業経営・経営戦略、財務・会計、人事・労務、法務・リスクマネジメント、サステナビリティ及びDX・ICTに関するスキルと、当社グループが有する運輸業、流通業、不動産業及びホテル業並びに海外事業に関する専門的なスキルであると考えており、その具体的な定義及び選定理由並びに第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認が得られた場合のスキルマトリックスは、以下のとおりであります。

1. 取締役会が備えるべきスキルの具体的な定義及び選定理由

	定義	選定理由
企業経営・経営戦略	企業の経営陣として従事した経験や、それに基づく高度な経営判断の知見、スキル	「選ばれる沿線の創造」や「事業領域拡大」など変化する経営環境に応じた中長期的な経営戦略を推進し、グループ総合力の最大化に向け適切な経営判断を行うため
財務・会計	財務戦略や会計管理など健全な財務基盤の構築に関する知見、スキル	財務報告の正確性確保、また、成長投資と財務健全性の両立をより一層強化するとともに、資本コストや株価を意識した経営を実行するため
人事・労務	グループ全体の人的資本の最適化や、働きがいと働きやすさのある職場環境の整備及び戦略的な人財育成・人事管理能力に関する知見、スキル	「働きがいと働きやすさのある職場環境づくり」を推進し、多様な人財が働きがいを持って活躍する、また、その人財に「働きやすい相鉄グループ」として選ばれ続ける組織を実現するため
法務・リスクマネジメント	企業活動の法的リスク管理・ガバナンス・コンプライアンス体制の構築や、危機管理及びリスク発生時の適切な対応に関する知見、スキル	多様化するリスクを適切に管理する盤石なガバナンス体制を構築し、リスクに強い企業体質を実現するとともに、法令遵守による社会的信頼を維持するため
サステナビリティ	持続的な社会の実現に貢献する企業として事業戦略とESGへの取り組みを連動させたサステナビリティ経営（次世代へつなぐ地球環境づくり、ダイバーシティ等）に関する知見、スキル	相鉄グループを取り巻く環境・社会課題の解決に向けた取り組みを通じて、持続的な社会の実現に貢献できる企業を目指し、地域社会の発展に貢献するため
DX・ICT	デジタル技術を活用した事業の変革や、マーケティング戦略の推進及びサイバーセキュリティ対策に関する知見、スキル	デジタル技術とデータを活用し、相鉄グループの事業変革及び顧客提供価値の最大化を推進するため
運輸業	交通インフラ事業（鉄道・バス）の運営や、管理、安全性及びサービス品質に関する知見、スキル	相鉄グループの基幹事業であり、沿線価値創造・まちづくりの基盤であるとともに、安全で快適な輸送サービスを提供するという社会的責任を通じて地域社会の発展に貢献するため
流通業	スーパーマーケットやコンビニ等の小売・流通事業の運営や、商品開発、顧客ニーズの把握及びサプライチェーン管理に関する知見、スキル	沿線・地域密着型事業として住民の生活を支える事業領域であり、消費環境変化への対応や商品・販売改革を行い、社会のニーズに合致した店づくりを推進するため

	定義	選定理由
不動産業	沿線内外での開発や、施設管理、ファンド事業運営並びにまちづくりのノウハウとマネジメントに関する知見、スキル	成長戦略の柱である不動産事業の抜本的強化を図る「総合不動産業化」に向けた事業領域の拡大を推進し、持続的な価値創造につながる開発を実行するため
ホテル業	ホテル運営や、施設開発、多様化する宿泊・観光ニーズへの対応及びブランド戦略に関する知見、スキル	国内外のホテル展開は、相鉄グループの収益多角化・沿線内外の地域社会発展にも寄与する主要事業であり、宿泊ニーズへの対応強化、マーケット調査・分析結果に基づく事業展開を推進するため
海外事業	海外事業管理や、グローバル人材の育成、国際ビジネスリスク及び多様な文化への対応に関する知見、スキル	海外への事業展開が新たな価値の創出に向けた基盤構築やグループの成長を促進するものであり、相鉄グループの「資金」「ノウハウ」「人財」を有機的につなげ、国境を越えた地域社会の発展に貢献するため

2. 第2号議案及び第3号議案の承認が得られた場合の取締役及び監査役のスキルマトリックス

取締役			企業経営・経営戦略	財務・会計	人事・労務	法務・リスクマネジメント	サステナビリティ	DX・ICT	運輸業	流通業	不動産業	ホテル業	海外事業
滝澤秀之	男性		●	●					●		●		
加藤尊正	男性		●		●							●	●
後藤亮一	男性		●	●			●	●			●		
廣瀬佳恵	女性		●	●			●	●				●	
恩地祥光	男性	社外	●			●				●	●		●
藤川裕紀子	女性	社外		●		●	●			●		●	
芳仲美恵子	女性	社外			●	●	●						
監査役													
峯岸恭博	男性			●	●	●							
薬袋光夫	男性			●		●	●	●					
中西智	男性	社外	●	●									●
野澤康隆	男性	社外	●	●		●							
田畑順二朗	男性	社外	●		●	●							

- (注) 1. 上記スキルマトリックスは、各人の有する複数のスキルのうち、専門性の高い主要なもののみについて●印をつけています。
2. 取締役総数における社外取締役比率は42.9%となりますが、これに監査役を加えた社外役員比率は50%となります。

当社では取締役会で承認されたグループ経営戦略や経営計画等を実行に移し、諸施策の遂行を効果的に行うことを目的とした執行役員制度、グループ経営戦略・経営計画などに関する意見交換やこれらの徹底を目的とした相鉄グループ執行役員制度を導入しています。本株主総会終結後の取締役兼務者以外の執行役員並びに相鉄グループ執行役員のスキルマトリックスは下記のとおりであります。

執行役員		企業経営・ 経営戦略	財務・ 会計	人事・ 労務	法務・リスク マネジメント	サステナ ビリティ	DX・ ICT	運輸業	流通業	不動産業	ホテル業	海外事業
浅岡 淳太	男性					●				●		
相鉄グループ執行役員												
鈴木 正宗	男性	●		●				●		●	●	
平野 雅之	男性	●		●		●	●	●				
斉藤 淳	男性	●								●		
左藤 誠	男性	●								●		
曽我 清隆	男性	●		●			●	●	●			
金城 正浩	男性	●						●				
金田 有紀	男性	●		●	●			●				
佐藤 洋人	男性	●								●	●	●
長島 弘和	男性	●	●	●	●					●		
加藤 努	男性	●						●		●		
山田 浩央	男性	●		●					●		●	●
西口 文雄	男性	●		●				●		●		

(注) 上記スキルマトリックスは、各人の有する複数のスキルのうち、専門性の高い主要なものだけに●印をつけています。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第147期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）として、ご承認をいただき、今日に至っております。なお、社外取締役分の報酬等の額については、2019年6月27日開催の第151期定時株主総会決議により、年額40百万円以内に改定されております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、短期的な業績のみならず中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ設計の明確化を図ることといたしました。これに伴い、取締役の職責の重要性の高まりや報酬体系の構成見直しを踏まえ、社外取締役を除く取締役に対して、従来の基本報酬額を減少させ、業績連動型報酬の比率を増加させた報酬といたします。

つきましては、取締役の金銭報酬の額を、基本報酬及び業績連動型報酬を含めて年額400百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と改定したいと存じます。

本株主総会終結後は、上記報酬額の枠内で、社外取締役を除く取締役に対しては、基本報酬及び業績連動型報酬を、社外取締役に対しては、基本報酬を支給することといたします。

なお、第5号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」によりご承認をお願いする譲渡制限付株式報酬額は、本議案に係る報酬額とは別枠といたします。

取締役の個別の金銭報酬の内容につきましては、本議案によりご承認いただいた報酬額の範囲内で、代表取締役会長が指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ個人別の報酬等の配分を行う旨、取締役会において決議し、代表取締役会長が、取締役会で決議した役員報酬内規に従い指名・報酬諮問委員会での審議を経て、個人別の報酬等の配分を決定したいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告「Ⅲ 会社役員に関する事項 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等（1）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、本議案【ご参考】に記載のとおり変更することを予定しております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役は3名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決された場合でも員数に変更はなく、本議案の対象となる取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準、各取締役の職責及び会社への貢献度等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決定したものであり、その内容は相当であると判断しております。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等変更

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、職責と当社の事業規模及び業績等を総合的に勘案した適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、公共性の高い鉄道事業を中核とするグループの特性を踏まえ、短期的な業績のみならず、中長期的な成長、財務健全性、サステナビリティへの取組み等を総合的に反映する報酬体系とする。取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬、短期インセンティブとしての業績連動型報酬及び中長期インセンティブとしての株式報酬により構成する。一方、独立した監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、業績連動性を排除した固定報酬のみとする。また、取締役の報酬の具体的な内容及び運用については、当社グループの事業規模、業績、従業員給与水準等を総合的に勘案した上で、指名・報酬諮問委員会の審議を経た内規（以下、「役員報酬内規」という。）として定めるものとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、役位、職責、経験等に応じて定める月例の固定報酬とする。

3. 業績連動型報酬の内容並びに額の算定方法に関する方針

当社の取締役の業績連動型報酬は、当社グループの業績向上に対する意識を高めることを目的とした短期インセンティブとして、前年度の実績をもとに毎月一定額を支給する金銭報酬とし、「グループ業績部分」と「個人業績部分」から構成する。なお、役職区分に応じて、両者の構成比率を異なるものとする。

(1) グループ業績部分

グループ業績部分は、役職区分・資格別に定めた標準額を基礎とし、当社グループの連結業績に基づき0～165%の範囲で増減する。評価指標は、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益、有利子負債／E B I T D A倍率の財務指標に加え、環境関連指標及び従業員エンゲージメント指標の非財務指標を含むものとし、当社グループの持続的成長及び中長期的な企業価値向上への貢献度を総合的に評価する。

(2) 個人業績部分

個人業績部分は、役職区分・資格別に定めた標準額を基礎とし、各取締役の職務内容、管掌領域及び役割に応じて設定した個人業績目標の達成状況等を踏まえ0～200%の範囲で増減する。

4. 株式報酬（非金銭報酬）の内容並びに数の決定に関する方針

当社の取締役の株式報酬（非金銭報酬）は、当社グループの中長期的な企業価値向上及び株主との一層の価値共有を図ることを目的として、譲渡制限付株式（ＲＳ）を用いた株式報酬制度により支給する。対象となる取締役（社外取締役を除く）は、毎年一定の時期に、資格別に定めた金額の金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとする。当該株式には、原則として在任期間中の譲渡制限を付し、一定の継続勤務条件等を満たさない場合には、当社が無償で取得するものとする。

5. 各報酬区分の割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬における基本報酬、業績連動型報酬及び株式報酬の構成比率については、役位及び職責に応じて異なるものとし、役員報酬内規に定める。概ね、基本報酬を５～６割程度、業績連動型報酬を３～４割程度、株式報酬を１～２割程度とする構成を目安とし、短期及び中長期の業績向上に対する適切なインセンティブが機能する報酬体系とする。

役位	基本報酬	業績連動型報酬（標準額）		株式報酬
		グループ業績部分	個人業績部分	
取締役会長	52%	36%	0%	12%
取締役社長執行役員	52%	36%	0%	12%
取締役副社長執行役員	55%	34%	0%	11%
取締役専務執行役員	55%	27.2%	6.8%	11%
取締役常務執行役員	55%	27.2%	6.8%	11%
取締役執行役員	60%	24%	6%	10%

6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

個人別の報酬等の決定については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、取締役会において、代表取締役会長が個人別の報酬等の配分を行う旨決議する。この場合、代表取締役会長は、取締役会で決議した役員報酬内規に従い、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し、答申を得るものとし、当該答申の内容を尊重して個人別の報酬等の配分を決定する。

7. 当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役の個人別の報酬等について、公平な見地から意見を聴取し、取締役会の機能の独立性・客観性を強化することを目的として、取締役5名（うち社外取締役3名）を委員とし、うち1名の社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置している。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が役員報酬内規に基づき決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的に指名・報酬諮問委員会の審議結果を尊重し、その審議結果が決定方針に沿うものであると判断している。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」において、金銭報酬につき年額400百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とすることのご承認をお願いしております。

当社は社外取締役を除く取締役に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との一層の価値共有を図るインセンティブを付与することを目的として、金銭報酬とは別に、譲渡制限付株式を用いた株式報酬制度を導入したいと存じます。

つきましては、社外取締役を除く取締役に対し、譲渡制限付株式の割当てのための報酬の総額を、上記の金銭報酬の額とは別枠として年額50百万円以内の範囲で支給したいと存じます。

なお、各取締役への具体的な支給時期及び割当てについては、取締役会にご一任いただきたいと存じますが、各取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定いたします。

また、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.03%程度（10年間にわたり、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.3%程度）と希釈化率が軽微であることから、その内容は相当なものであると判断しております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告「Ⅲ 会社役員に関する事項 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等（1）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、所要の変更を行うことを予定しております。

現在の社外取締役を除く取締役は4名であり、第2号議案が原案どおり承認可決された場合でも員数に変更はなく、本議案の対象となる取締役の員数は4名となります。

記**対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限****1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み**

譲渡制限付株式の割当ては、当社取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとする。

- ① 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）
- ② 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報

酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）

（１）無償交付の場合

無償交付の場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しないが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにする。

また、上記の譲渡制限付株式は、対象取締役が、下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割り当てる。

（２）現物出資交付の場合

現物出資交付の場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

２．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、各事業年度において30,000株を上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社取締役会があらかじめ定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会があらかじめ定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会があらかじめ定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合にお

いては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式（現物出資交付）を、当社の執行役員及び相鉄グループ執行役員に対し、割り当てる予定です。

以 上

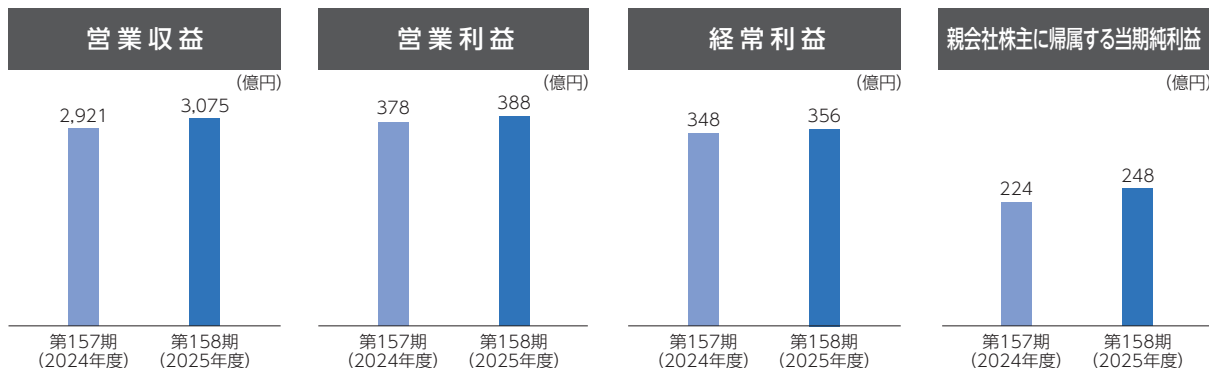
I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

相鉄グループは、2025年4月に公表した「第7次中期経営計画（2025年度～2027年度）」において、将来の横浜駅西口周辺の大規模な再開発に向けた「横浜駅西口大改造構想」を見据え、「不動産事業を核とする成長戦略の遂行」、「事業構造改革の実行と新たな成長に向けた基盤整備・拡充による稼ぐ力の強化」及び「『開発スピリット』の復活（原点回帰）／持続的な成長につながる開発の実行」を重点戦略として取り組んでまいりました。この第7次中期経営計画の初年度となる当期は、不動産分譲業において、「グレースシアウエリス横浜ゆめが丘」及び「グレースシアライフ横浜ゆめが丘」の分譲により、ゆめが丘エリアの活性化を図るとともに、不動産賃貸業においては、「横浜駅西口大改造構想」の検討を進めました。また、収益物件の取得やオーストラリアでの賃貸住宅開発プロジェクトへ参画する等、事業領域の拡大に努めてまいりました。さらに、稼働済みの太陽光発電所を取得する等、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを強化したほか、A I や I C T を活用した業務効率化や生産性向上に取り組みました。このほか、旧上瀬谷通信施設（横浜市旭区・瀬谷区）で開催される2027年国際園芸博覧会に向けて、電車・バスのラッピング車両の運行及び特別仕様デザインの駅名標の掲出や、Village出展者として、特設サイトの開設等を行いました。

以上のように鋭意業績の向上に努めました結果、当連結会計年度における営業収益は3,075億7千2百万円（前期比5.3%増）となり、営業利益は388億3千3百万円（前期比2.7%増）、経常利益は356億9千6百万円（前期比2.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は248億4千8百万円（前期比10.9%増）となりました。

以下、事業別の状況についてご報告いたします。



運輸業

営業収益 **450億 6千 3百万円** (前期比3.5%増)
 営業利益 **57億 2千 7百万円** (前期比16.6%増)

■ 鉄道業

輸送面では、ダイヤ改正を実施し、利便性及び快適性の向上に努めたほか、「デザインブランドアッププロジェクト」のコンセプトを反映した新型車両13000系 8両を新造いたしました。施設面では、海老名駅中央 2 階改札の使用を新たに開始したほか、弥生台駅をはじめとする10駅において自動改札機を更新するとともに、クレジットカード等のタッチ決済による後払い乗車サービスの相互利用を開始する等、お客様の利便性向上を図りました。安全面では、引き続き、鶴ヶ峰駅付近連続立体交差工事を推進いたしました。営業面では、春と秋の定期券買い替えシーズンに合わせて「YOKOHAMAどちらも定期 新規購入・区間変更キャンペーン」を実施したほか、「相鉄13000系おひろめ会」を開催いたしました。

■ バス業

脱炭素社会の実現を目指した国産 E Vバス及びドライバー異常時対応システムを装備した車両等24両を導入したほか、安全性を高めた A S V (先進安全自動車) 仕様の高速バス 2両を導入いたしました。また、一部系統にてダイヤ改定を実施し、お客様の利便性向上に努めました。さらに、空港リムジンバス「二俣川羽田空港線」において運賃改定を実施したほか、高速バス「御殿場プレミアム・アウトレット線」の運行を再開する等、収益力の向上に努めました。そのほか、持続可能な地域公共交通の実現に向けた取り組みとして、完全キャッシュレスバスの実証運行等を実施いたしました。

流通業

営業収益 **972億 4千 7百万円** (前期比2.5%増)
 営業利益 **8億 8千 6百万円** (前年同期は営業損失 2億 2千 9百万円)

■ スーパーマーケット業

藤沢市の「そうてつローゼンみろく寺店」を建替えによりリニューアルオープンしたほか、大和駅前店をはじめとする 3 店舗において改装を実施し店舗の活性化を図った一方で、経営効率化のため、富水店等 4 店舗を閉店いたしました。また、インスタアベカリー「葉山ボンジュール」ではフェリス女学院大学とのコラボレーションの第 3 弾として地産地消の推進とフードロス削減に配慮したパンを開発・販売いたしました。

■ その他流通業

駅売店をコンビニエンスストアに転換する等、収益力の向上を図りました。

不動産業

営業収益 732億 3千 6 百万円 (前期比2.8%増)

営業利益 139億 5千 7 百万円 (前期比26.7%減)

■ 不動産分譲業

横浜市泉区の「グレースィアウエリス横浜ゆめが丘」、横浜市神奈川区の「グレースィア横浜」及び東京都荒川区の「グレースィアタワー南千住」等の集合住宅並びに横浜市泉区の「グレースィアライフ横浜ゆめが丘」、横浜市旭区の「グレースィアライフ横浜三ツ境」及び横浜市旭区の「グレースィアライフ横浜希望ヶ丘」等の戸建住宅を中心に、集合住宅及び戸建住宅326戸を分譲いたしました。

■ 不動産賃貸業

将来の横浜駅西口周辺の大規模な再開発に向けた「横浜駅西口大改造構想」による魅力的な街づくりの具体化に取り組みました。また、鶴ヶ峰駅北口地区市街地再開発準備組合における事業協力者に選定されました。そのほか、横浜駅西口の「相鉄ジョイナス」をはじめとするショッピングセンターにおきましても、魅力あるテナントを誘致する等、収益力の向上に努めました。

なお、2024年に不動産ファンド事業への参入を目的として設立した相鉄不動産投資顧問(株)において金融商品取引業（投資助言・代理業）の登録を受け、ファンド組成に向けた取り組みを進めました。

ホテル業

営業収益 754億 6 千 9 百万円 (前期比12.8%増)

営業利益 164億 4 千 8 百万円 (前期比30.1%増)

「横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ」においては、宿泊需要の好調により平均客室単価が上昇し、過去最高の売上を達成いたしました。また、5階宴会場のホワイエ等の改修工事を実施いたしました。そのほか、関東学院大学との産学連携プロジェクト「子育て応援フェスティバル 2026」等のイベント、横浜DeNAベイスターズとの協業によるケータリング事業やオリジナルフォトウエディング等により集客力及び収益力の向上に努めました。

宿泊特化型ホテルにおいては、「相鉄フレッサイン 千葉柏」をはじめとする3店舗において改装を実施し、店舗の活性化と収益力の向上を図りました。なお、経営資源の集約及び業務の効率化を図るため、(株)相鉄ホテルマネジメントを存続会社とし、相鉄イン(株)及び(株)サンルートを消滅会社とする連結子会社間の吸収合併を実施いたしました。

その他

営業収益 305億 4 千 8 百万円 (前期比8.9%増)

営業利益 21億 6 千 2 百万円 (前期比28.7%増)

■ ビルメンテナンス業

A I 建物管理クラウドシステムの導入施設をさらに拡大し、I C T の積極的な活用による業務の効率化を推進いたしました。また、積極的な営業活動により、新規物件及び既存物件における周辺業務の受注拡大を図るとともに、良質かつ安定したサービスの提供に努めました。

■ その他の各社

業績の向上を図るべく、積極的な営業活動に努めました。

2. 対処すべき課題

少子高齢化や人手不足、建築価格や物価の高騰による各種コストの増加、金利の上昇、先行き不透明な社会情勢等、相鉄グループを取り巻く環境は厳しさを増しています。こうした中、相鉄グループの「長期ビジョン“Vision2030”」及び当期に策定した「第7次中期経営計画（2025年度～2027年度）」の期間で、「既存事業の構造改革と新たな稼ぐ力の強化」「不動産事業の抜本的な強化」「選ばれる沿線の創造」「新たな事業領域への拡大」等を重点戦略に取り組んでおります。大規模投資フェーズのキャッシュアウトに備えるべく、「強固な財務基盤の整備」を意識した経営の実現を目指すとともに、事業ポートフォリオの検討とシナジーの創出により「グループ総合力の最大化」を図り、次の100年においても持続的な企業経営が維持できるよう「サステナビリティの追求」を行うことで、さらなる成長を目指してまいります。

事業基盤の拡充

既存領域の強化と再構築

1 既存事業における「構造改革の断行」と新たな「稼ぐ力の強化」

- ◆固定費削減や事業ポートフォリオ見直しを主とする構造改革の断行
- ◆資本効率の改善と各セグメントにおける稼ぐ力の強化

3 「選ばれる沿線」の創造

- ◆横浜駅西口大改造構想や旧上瀬谷通信施設の跡地の活用等を契機としたグループとしての沿線の開発・活性化の推進

成長の加速・新たな領域への挑戦

2 収益の柱としての「不動産事業の抜本的な強化」

- ◆相鉄グループが保有する不動産（賃貸マンション、商業、オフィス、ホテル等）の活用方法の多様化、マーケット環境や経営状況に合わせた収益化

4 沿線外・海外への展開拡充と新たな事業領域への拡大

- ◆沿線外や海外における事業の強化
- ◆グループ内外との積極的な連携による新たな事業領域への進出

経営基盤の強化

5 グループベースでの人財/DX/組織・経営管理の整備・強化

- ◆グループ横断的なデジタル基盤をアップデートし、顧客提供価値を最大化
- ◆持続可能な経営を実現できる人財の育成、組織・経営管理体制の見直し・構築

6 ESG/SDGsへの取り組み強化

- ◆「相鉄グループサステナビリティ方針」に基づきサステナビリティ経営を推進
- ◆目指す姿の実現と社会課題解決のため、マテリアリティ及び非財務指標を再特定

【ご参考】相鉄グループのサステナビリティ取り組み

相鉄グループサステナビリティ方針

お客様の喜びを実現し、地域社会の豊かな発展に貢献するために

相鉄グループは、様々なステークホルダーとの協働のもと、事業活動を通じた何世代にも亘り、暮らし続けられるまちづくりを起点とし、相鉄グループを取り巻く環境・社会課題の解決に向けた取り組みを通じて、持続的な社会の実現に貢献できる企業を目指します。

マテリアリティ	目指す姿	取り組む社会課題
次世代へつなぐ 地球環境づくり	豊かな自然と持続可能な環境を未来につなぐため、地域と共に、「脱炭素社会」・「循環型社会」・「自然共生社会」の実現を目指します。	・気候変動の緩和と適応 ・資源循環の促進 ・生物多様性の保全・回復
魅力ある 地域の発展と共創	多様なお客様に寄り添い、安全で豊かな暮らしを実現する商品・サービスを提供することで人生100年時代を生き活きと暮らすことができるまちづくりを目指します。	・地域経済の活性化 ・地域コミュニティの開発 ・商品・サービスの質と安全性の向上 ・多様な価値観・ライフスタイルに応じたサービス提供
働きがいと 働きやすさのある 職場環境づくり	市場価値の高い人財が育成され、働きがいと働きやすさでその人財に選ばれる相鉄グループであり続けます。	・持続可能な経営を実現できる人財の育成 ・人権の尊重とダイバーシティ・エクイティ & インクルージョンの推進 ・従業員の健康と安全
盤石なガバナンス 体制の構築	すべてのステークホルダーの皆様の信頼に応え、よりよい社会の創造へ貢献するために、誠実かつ公正なガバナンス基盤を構築します。	・コンプライアンス教育とコーポレートガバナンス管理体制の構築 ・個人情報保護とデータセキュリティの強化 ・持続可能なサプライチェーン構築

相鉄グループは、「快適な暮らしをサポートする事業を通じてお客様の喜びを実現し、地域社会の豊かな発展に貢献します」という「基本理念」のもと、(1) 徹底したお客様視点の実践 (2) グループ連結利益の最大化 (3) 活力ある企業風土の醸成 (4) よりよい社会への貢献、を「経営姿勢」として掲げています。グループ各社の成長と相互連携による企業価値の向上に取り組み、お客様や株主様をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応えるべく努力してまいります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第155期 2022年度	第156期 2023年度	第157期 2024年度	第158期 (当期) 2025年度
営業収益 (百万円)	249,667	270,039	292,178	307,572
営業利益 (百万円)	14,348	28,965	37,820	38,833
経常利益 (百万円)	12,735	26,995	34,812	35,696
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,980	16,080	22,407	24,848
1株当たり当期純利益 (円)	71.25	164.13	228.84	258.56
総資産 (百万円)	646,951	715,383	757,264	813,457

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2024年度の期首より、当社及び国内連結子会社は「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しております。

第158期定時株主総会招集ご通知 書面交付請求用

事業報告

企業集団の現況に関する事項

設備投資等の状況

資金調達の状況

重要な親会社及び子会社の状況

会社役員に関する事項

連結貸借対照表

連結損益計算書

貸借対照表

損益計算書

連結計算書類に係る会計監査人の
監査報告書

会計監査人の監査報告書

監査役会の監査報告書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

相鉄ホールディングス株式会社

I 企業集団の現況に関する事項

4. 設備投資等の状況

当期の設備投資額は381億6千9百万円で、その主なものは以下のとおりであります。

完成した主な工事等

	会 社 名	主要な設備投資の内容
運輸業	相模鉄道(株)	車両新造 13000系 8両 駅務機器システム改修 自動改札機更新工事（弥生台駅、海老名駅、三ツ境駅、 瀬谷駅、平沼橋駅、西横浜駅、南万騎が原駅、 緑園都市駅、いずみ野駅、いずみ中央駅）
	相鉄バス(株)	車両新造 26両
流通業	相鉄ローゼン(株)	「そうてつローゼンみろく寺店」竣工
不動産業	相鉄不動産(株)	賃貸マンション竣工（グレースシアフィットいずみ野、 グレースシアフィット横浜）
	(株)相鉄アーバンクリエイツ	相鉄南幸第16ビル改修工事
ホテル業	(株)相鉄ホテル開発	「相鉄フレッサイン 千葉柏」リニューアル工事
その他	相鉄クリーンエナジー(株)	太陽光発電所33カ所

施工中の主な工事等

	会 社 名	主要な設備投資の内容
運輸業	相模鉄道(株)	自動改札機更新工事 ホームドア整備及び付帯工事 海老名駅改良工事 鶴ヶ峰駅付近連続立体交差事業
	相鉄不動産(株)	各所賃貸マンション計画
不動産業	(株)相鉄アーバンクリエイツ	保有物件各所改修・設備更新工事
ホテル業	(株)相鉄ホテル開発	「(仮称) 相鉄フレッサイン 岩手北上」出店計画 「相鉄グランドフレッサ 大阪なんば」リニューアル工事
	相鉄クリーンエナジー(株)	太陽光発電所取得計画

5. 資金調達の状況

当社は、借入金返済資金に充当するため、2025年6月に無担保社債100億円を発行いたしました。なお、相鉄グループの当期末の借入金及び社債の残高は、4,405億9千7百万円となり、前期末に比べ251億2千9百万円増加いたしました。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
相模鉄道(株)	100 ^{百万円}	100.00 [%]	鉄道業
相鉄バス(株)	100	100.00	バス業
相鉄ローゼン(株)	100	100.00	スーパーマーケット業
相鉄不動産(株)	100	100.00	土地建物の売買業
(株)相鉄アーバンクリエイツ	923	100.00	建物賃貸、駐車場業
(株)相鉄ビルマネジメント	40	(100.00)	店舗賃貸、駐車場業
相鉄ホテル(株)	100	100.00	ホテル業
(株)相鉄ホテルマネジメント	100	100.00	ホテル業
相鉄企業(株)	100	100.00	ビルメンテナンス業

(注) ()内の数字は、間接所有による出資比率であります。

(3) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当		重 要 な 兼 職 の 状 況 等
滝 澤 秀 之	代表取締役会長		
加 藤 尊 正	代表取締役社長		
後 藤 亮 一	取締役	総務部担当 労務部担当	相鉄ウィッシュ株式会社 取締役社長（代表取締役） 相鉄ネクストステージ株式会社 取締役社長（代表取締役）
廣 瀬 佳 恵	取締役	経営戦略室長	
恩 地 祥 光	取締役		有限会社オズ・コーポレーション 取締役（代表） 東京建物株式会社 社外取締役 日本調剤株式会社 社外取締役
藤 川 裕紀子 （戸籍上の氏名） （小林 裕紀子）	取締役		公認会計士（藤川裕紀子公認会計士事務所 所長） 税理士（税理士法人会計実践研究所 代表社員） 星野リゾート・リート投資法人 監督役員 株式会社ラフト・ジャパン 社外取締役 監査等委員 株式会社A D E K A 社外取締役 監査等委員
芳 仲 美恵子 （戸籍上の氏名） （畑 美恵子）	取締役		弁護士（畑・芳仲法律事務所 パートナー） 株式会社テレビ朝日ホールディングス 社外取締役 監査等委員
峯 岸 恭 博	常勤監査役		
薬 袋 光 夫	常勤監査役		
三 木 章 平	監査役		公益財団法人日本生命済生会 理事長 南海電気鉄道株式会社 社外取締役 監査等委員
中 西 智	監査役		三井住友カード株式会社 顧問
野 澤 康 隆	監査役		株式会社浜銀総合研究所 代表取締役会長 株式会社ファルテック 社外監査役

- （注）1. 取締役 恩地祥光、藤川裕紀子及び芳仲美恵子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 三木章平、中西 智及び野澤康隆の各氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 恩地祥光、藤川裕紀子及び芳仲美恵子の各氏並びに監査役 三木章平、中西 智及び野澤康隆の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 期中の役員の異動は、以下のとおりであります。

氏 名	新	旧	異 動 日
林 英 一	(退任)	取締役	2025年6月27日
平 野 雅 之	(退任)	取締役	
加々美 光 子	(退任)	取締役	
加 藤 尊 正	取締役	(就任)	
廣 瀬 佳 恵	取締役	(就任)	
芳 仲 美恵子	取締役	(就任)	

5. 常勤監査役 峯岸恭博氏は、当社管理部門及び経営戦略部門を歴任したほか、当社執行役員として業務執行の経験を有する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 常勤監査役 薬袋光夫氏は、当社監査部長として監査業務の経験を有する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 南海電気鉄道株式会社は、2026年4月1日付で商号を株式会社NANKAIに変更しております。

(ご参考) 2026年3月31日現在の執行役員の状況は、以下のとおりであります。

役 位	氏 名	担 当 ・ 委 嘱
社 長 執 行 役 員	加 藤 尊 正	
執 行 役 員	後 藤 亮 一	総 務 部 担 当、 労 務 部 担 当 総 務 部 長
執 行 役 員	廣 瀬 佳 恵	経 営 戦 略 室 長
執 行 役 員	加 藤 努	経 営 戦 略 室 部 長 (事 業 創 造 担 当)

上記のほか、千原広司、鈴木正宗、平野雅之、斉藤 淳、左藤 誠、曾我清隆、金城正浩、大久保忠昌、金田有紀、佐藤洋人、長島弘和及び山田浩央の各氏は「相鉄グループ執行役員」に就任しております。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法及び内容の概要

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、これまで指名・報酬諮問委員会
で審議されてきた内容に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に

機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、職責と当社の事業規模及び業績等を総合的に勘案した適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、役位と経験に基づく資格に応じた固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、業績連動しないものとしたします。業績連動報酬等については、当社グループは、中核事業として鉄道事業を有する公共性の高い業種であることから、長期にわたる健全経営を重視し、その支給割合等の方針を定めるものとしております。また、これらの具体的な内容を内規（以下、「取締役報酬内規」という。）として定めております。

- ② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役の個人別の報酬等について、公平な見地から意見を聴取し、取締役会の機能の独立性・客観性を強化することを目的として、取締役5名（うち社外取締役3名）を委員とし、うち1名の社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、この指名・報酬諮問委員会が取締役報酬内規に基づき決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的に指名・報酬諮問委員会の審議結果を尊重し、その審議結果が決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬等額は、2015年6月26日開催の第147期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）であります。なお、社外取締役分の報酬等額については、2019年6月27日開催の第151期定時株主総会決議により、年額40百万円以内に改定されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）であります。

当社監査役の報酬等額は、2015年6月26日開催の第147期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役報酬内規に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、その配分を代表取締役会長 滝澤 秀之に一任することを取締役会で決議しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び会社の業績をふまえた業績連動報酬の額の決定であり、これらの権限を一任した理由は、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているとの判断によるものであります。なお、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会の審議結果を取締役会において確認しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	207 (36)	175 (36)	31 (―)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	78 (30)	78 (30)	―	5 (3)

- (注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 上記には、2025年6月27日開催の第157期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
3. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（以下、「KPI」という。）を反映し、原則として直近に公表された中期経営計画の連結営業利益及び連結当期純利益の達成率並びに普通配当額の増減率に応じて算出された額を月例の業績連動報酬等として支給しております。このKPI及び業績連動報酬等の算出方法は、取締役報酬内規に定めており、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の審議結果をふまえた見直しを行うものいたします。
- （参考）KPIの推移は、「Ⅰ 企業集団の現況に関する事項 3.財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
4. 監査役報酬は、基本報酬のみとし、株主総会の決議の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外役員各氏が業務執行者又は社外役員を兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏 名	出席状況及び主な活動状況等
取締役	恩 地 祥 光	当事業年度中に開催した11回の取締役会すべてに出席しております。他社での経営者としての豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための有益な発言を積極的に行っております。また、指名・報酬諮問委員会において、委員長として主導的な役割を果たしております。
取締役	藤 川 裕紀子	当事業年度中に開催した11回の取締役会すべてに出席しております。公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と幅広い経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための有益な発言を積極的に行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員として意見を述べ、委員会での活発な審議に貢献しております。
取締役	芳 仲 美恵子	取締役就任後の当事業年度中に開催した9回の取締役会すべてに出席しております。弁護士としての法令等に関する専門的な知識と幅広い経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための有益な発言を積極的に行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員として意見を述べ、委員会での活発な審議に貢献しております。
監査役	三 木 章 平	当事業年度中に開催した11回の取締役会すべて、また11回の監査役会すべてに出席しております。高い見識と幅広い経験に基づき、取締役会では妥当性及び適正性を確保するための有益な発言を行い、監査役会では監査に関する重要事項の協議及び監査結果についての意見交換等を行っております。
監査役	中 西 智	当事業年度中に開催した11回の取締役会すべて、また11回の監査役会すべてに出席しております。高い見識と幅広い経験に基づき、取締役会では妥当性及び適正性を確保するための有益な発言を行い、監査役会では監査に関する重要事項の協議及び監査結果についての意見交換等を行っております。
監査役	野 澤 康 隆	当事業年度中に開催した11回の取締役会すべて、また11回の監査役会すべてに出席しております。高い見識と幅広い経験に基づき、取締役会では妥当性及び適正性を確保するための有益な発言を行い、監査役会では監査に関する重要事項の協議及び監査結果についての意見交換等を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額であります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び一部の子会社の取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

保険料特約部分も含め当社及び一部の子会社が保険料を全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じた、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を填補の対象としております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされております。

科 目 (資 産 の 部)	金 額 百万円	科 目 (負 債 の 部)	金 額 百万円
流動資産	181,938	流動負債	144,334
現金及び預金	18,139	支払手形及び買掛金	9,528
受取手形及び売掛金	20,951	短期借入金	67,242
営業投資有価証券	23,122	リース債務	1,647
棚卸資産	99,551	未払法人税等	7,903
その他	20,219	契約負債	4,726
貸倒引当金	△45	賞与引当金	2,742
		その他の引当金	117
		資産除去債務	18
		その他	50,407
固定資産	631,518	固定負債	465,808
有形固定資産	544,281	社債	175,000
建物及び構築物	204,672	長期借入金	198,355
機械装置及び運搬具	44,747	リース債務	14,877
土地	261,303	再評価に係る繰延税金負債	23,891
使用権資産	13,166	退職給付に係る負債	16,017
建設仮勘定	13,660	長期預り敷金保証金	29,018
その他	6,731	資産除去債務	5,526
無形固定資産	8,213	その他	3,121
借地権	3,547	負債合計	610,142
その他	4,665	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	79,023	株主資本	184,590
投資有価証券	26,602	資本金	38,803
長期貸付金	462	資本剰余金	26,981
退職給付に係る資産	30,031	利益剰余金	123,597
繰延税金資産	6,497	自己株式	△4,791
その他	15,952	その他の包括利益累計額	18,648
貸倒引当金	△522	その他有価証券評価差額金	8,945
		土地再評価差額金	△1,048
		為替換算調整勘定	549
		退職給付に係る調整累計額	10,202
		非支配株主持分	76
		純資産合計	203,314
資産合計	813,457	負債純資産合計	813,457

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	金 額	
	百万円	百万円
営業収益		307,572
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	193,492	
販売費及び一般管理費	75,246	268,738
営業利益		38,833
営業外収益		
受取利息及び配当金	368	
その他の収益	1,362	1,731
営業外費用		
支払利息	4,173	
その他の費用	694	4,868
経常利益		35,696
特別利益		
固定資産売却益	15	
投資有価証券売却益	1,781	
工事負担金等受入額	14	
補助金収入	386	
受取補償金	61	2,259
特別損失		
固定資産売却損	57	
固定資産除却損	447	
固定資産圧縮損	378	
減損損失	1,450	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	73	
支払補償費	403	
その他	249	3,059
税金等調整前当期純利益		34,895
法人税、住民税及び事業税	12,757	
法人税等調整額	△2,704	10,053
当期純利益		24,842
非支配株主に帰属する当期純損失		5
親会社株主に帰属する当期純利益		24,848

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科 目 (資 産 の 部)	金 額 百万円	科 目 (負 債 の 部)	金 額 百万円
流動資産	9,045	流動負債	84,226
現金及び預金	148	短期借入金	79,242
グループ預け金	450	未払金	979
未収収益	14	未払費用	597
前払費用	231	未払消費税等	62
未収入金	8,079	未払法人税等	1,323
その他	119	賞与引当金	52
		ポイント引当金	957
		その他	1,010
固定資産	638,007	固定負債	378,633
有形固定資産	359	社債	175,000
建物	269	長期借入金	198,355
構築物	7	退職給付引当金	3,284
車両運搬具	10	債務保証等損失引当金	1,610
工具、器具及び備品	71	資産除去債務	55
無形固定資産	358	繰延税金負債	321
ソフトウェア	307	その他	6
ソフトウェア仮勘定	33		
その他	18	負債合計	462,860
投資その他の資産	637,289	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	13,027	株主資本	176,199
関係会社株式	207,294	資本金	38,803
長期貸付金	410,188	資本剰余金	29,807
その他	9,952	資本準備金	15,440
貸倒引当金	△3,172	その他資本剰余金	14,366
		利益剰余金	112,381
		その他利益剰余金	112,381
		繰越利益剰余金	112,381
		自己株式	△4,791
		評価・換算差額等	7,993
		その他有価証券評価差額金	7,993
		純資産合計	184,192
資産合計	647,052	負債純資産合計	647,052

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	金 額	
	百万円	百万円
営業収益		
関係会社受取配当金	16,529	
関係会社受入手数料	3,427	
施設賃貸その他収入	113	20,070
営業費用		
一般管理費	6,458	6,458
営業利益		13,611
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,062	
その他の収益	13	5,076
営業外費用		
支払利息	3,844	
支払手数料	572	
その他の費用	61	4,477
経常利益		14,210
特別利益		
投資有価証券売却益	665	
貸倒引当金戻入額	7,363	
債務保証等損失引当金戻入額	3,153	11,183
特別損失		
固定資産売却損	255	255
税引前当期純利益		25,138
法人税、住民税及び事業税	1,348	
法人税等調整額	△1,725	△377
当期純利益		25,515

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

相鉄ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉山 正 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中山 博 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、相鉄ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、相鉄ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

相鉄ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉 山 正 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 山 博 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、相鉄ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第158期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針（株式会社の支配に関する基本方針）及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

相鉄ホールディングス株式会社	監査役会
常勤監査役	峯 岸 恭 博 ㊞
常勤監査役	薬 袋 光 夫 ㊞
社外監査役	三 木 章 平 ㊞
社外監査役	中 西 智 ㊞
社外監査役	野 澤 康 隆 ㊞

以 上

第158期定時株主総会招集ご通知 書面交付省略事項

事業報告

企業集団の現況に関する事項

主要な事業内容及び事業所等

従業員の状況

主要な借入先

会社の株式に関する事項

会計監査人の状況

会社の体制及び方針

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

相鉄ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、
書面交付請求された株主様に対して交付する書面への記載を省略しています。

I 企業集団の現況に関する事項

7. 主要な事業内容及び事業所等

	主要な事業内容	事業所等
運輸業	鉄道業	相模鉄道(株)（本社：横浜市西区） 営業キロ44.4km、駅数29駅、客車440両
	バス業	相鉄バス(株)（本社：横浜市西区） 車両数336両
流通業	スーパーマーケット業	相鉄ローゼン(株)（本社：横浜市西区） そうてつローゼン三ツ境店（横浜市瀬谷区）他
不動産業	不動産分譲業	相鉄不動産(株)（本社：横浜市西区）
	不動産賃貸業	(株)相鉄アーバンクリエイツ（本社：横浜市西区） 新相鉄ビル（横浜市西区） 相鉄ビル（横浜市西区） 相鉄港南台ビル（横浜市港南区） 横浜駅西口地下街（横浜市西区）他 (株)相鉄ビルマネジメント（本社：横浜市西区） 相鉄ジョイナス（横浜市西区） 港南台バース（横浜市港南区） ゆめが丘ソラトス（横浜市泉区）他
ホテル業	ホテル業	相鉄ホテル(株)（本社：横浜市西区） 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ（横浜市西区） (株)相鉄ホテルマネジメント（本社：横浜市西区） 相鉄グランドフレッサ 東京ベイ有明（東京都江東区） 相鉄グランドフレッサ 大阪なんば（大阪市中心区） ホテルサンルートプラザ新宿（東京都渋谷区） 相鉄フレッサイン 東新宿駅前（東京都新宿区）他
その他	ビルメンテナンス業	相鉄企業(株)（本社：横浜市西区）

8. 従業員の状況

従業員数	前期末比
5,321名	75名増

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は含まれておりません。

9. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	70,700 ^{百万円}
株式会社三井住友銀行	36,461
株式会社横浜銀行	36,385
三井住友信託銀行株式会社	11,188

(注) 上記のほかにシンジケートローンがあり、その残高は67,500百万円であります。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

240,000,000株
2. 発行済株式の総数

98,145,499株（うち自己株式2,176,426株）
3. 株主数

44,869名（前期末比 3,399名減）
4. 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,604 ^{千株}	8.96 [%]
株式会社三井住友銀行	4,094	4.26
株式会社横浜銀行	4,092	4.26
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,927	3.05
日本生命保険相互会社	2,339	2.43
相鉄共済組合	2,148	2.23
川崎信用金庫	1,830	1.90
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	1,771	1.84
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,494	1.55
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	1,233	1.28

- （注） 1. 当社は、自己株式2,176,426株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 名 称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

106百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

181百万円

3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき適切であると判断し、同意しております。

4. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に関するコンフォートレターの作成業務等を委託し、対価を支払っております。

5. 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 解任又は不再任の決定の方針

当社の「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」は、以下のとおりであります。

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に規定される解任事由に該当すると判断した場合に当該会計監査人を解任するほか、会計監査人に、会社法、公認会計士法等の法令に違反や抵触する行為若しくは公序良俗に反する行為があり、改善の見込みがないと認められると判断した場合、又は、会計監査人が一般に要求される監査の品質を保持できないと認められると判断した場合に、当該会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制」及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社は、コンプライアンス体制の基礎として、相鉄グループ役員・社員行動原則及び相鉄グループサステナビリティ基本規程を定め、相鉄グループの全役職員に内容の周知を行う。コンプライアンスの取組み及び課題の確認については、当社代表取締役社長を委員長とした相鉄グループサステナビリティ委員会を設置し、コンプライアンスを含めたサステナビリティ全般に関するモニタリング、評価分析を行うとともに、定期的に常務会、取締役会に報告を行う。

相鉄グループサステナビリティ委員会の下部組織として当社サステナビリティ担当役員を委員長とし、子会社のサステナビリティ担当役員を委員とする相鉄グループサステナビリティ推進会議を設置している。

- ② 当社は、当社及び子会社のコンプライアンス体制の整備及び維持を図るサステナビリティ部門を設置するとともに、内部監査部門がコンプライアンスに関する取組状況を監査する。
- ③ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実については、これらを防止又は早期発見し是正することを目的として、外部の窓口及びサステナビリティ部門を直接の情報受領者とする相鉄グループヘルプラインを整備する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規則及び文書取扱規則等の社内規定に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存及び管理する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、リスクマネジメント体制の基礎として、相鉄グループサステナビリティ基本規程及び危機管理内規を定めるとともに、グループ全体のリスク統括管理部署及び子会社各社のリスク管理部署を定めることにより、適切なリスク管理を行う。重大な危機が発生した場合には、相鉄グループ緊急時対策本部、相鉄グループ緊急時対策ユニット又は各社対策本部を設置し、損害の拡大防止及び危機の収束を図るとともに、常務会、取

締役会へ報告する。

相鉄グループサステナビリティ委員会は定期的にリスクマネジメント体制をモニタリングし、その運用状況及び対策について、常務会、取締役会へ報告する。

内部監査部門はリスク管理体制が適正に機能しているか内部監査を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会において、相鉄グループ経営理念、相鉄グループサステナビリティ基本規程、経営計画等を定め、これらに基づき経営を行う。

取締役会で取締役の役割分担を決議するとともに、執行役員制度に基づき経営と執行の役割を明確化する。

代表取締役及び取締役等で構成される常務会において、経営計画及び経営上の重要な業務執行に関する事項について審議し、取締役会で決議を行う。

- ② 取締役の業務執行については、職制や職務権限規則において、それぞれの責任者及び権限、執行手続きの詳細について定める。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社における業務の適正を確保するための指針として、相鉄グループ経営理念、相鉄グループサステナビリティ基本規程を定める。
- ② 経営管理については、子会社は当社に対し、子会社からの協議・報告を定めた業務処理要綱に従い報告を行うとともに、当社は子会社に対し定期的にモニタリングを実施し、子会社における経営の健全性、効率性等の向上を図る。また、子会社の経営状況について常務会、取締役会へ報告を行う。
- ③ 子会社が、当社からの経営管理及び経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合にはサステナビリティ部門に報告する。
- ④ 内部監査部門はグループの内部監査を実施し、その結果を監査役会、取締役会に報告する。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役会事務局に監査役の職務を補助する使用人を置き、これら使用人は取締役その他業務執行に係る管理職等の指揮命令を受けない。また、これら使用人の人事異動及び人事評価については、事前に常勤監査役の同意を得るものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制並びに当社に対する当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は当社の経営上重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
- ② 重要な稟議書面を監査役に回覧する体制により、監査役への適切な報告体制を確保する。また、必要に応じて専門家と意見交換を行うことができる。
- ③ 相鉄グループヘルプラインに通報された案件については、当社及び子会社において対応した後、サステナビリティ部門より監査役へ報告する体制を確保する。ただし、当社及び子会社の取締役の関与が疑われる通報を受けた場合は、外部の窓口及びサステナビリティ部門より監査役へ適宜報告する。
- ④ 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を確保している。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項

監査役の監査業務にかかる費用については、社会通念上妥当と考えられる範囲において、他の費用と同様に会計処理・精算を行っている。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) コンプライアンスに関する体制

相鉄グループサステナビリティ基本規程を適切に運用し、当期においては、相鉄グループサステナビリティ委員会を3回開催し、同委員会においてサステナビリティ全般にわたり12件の議案を審議し、取組状況等として7件の報告を行った。

財務報告に係る内部統制については、相鉄グループ内部統制委員会を3回開催するとともに、対象会社による整備及び運用状況評価結果を内部監査部門が適切に検証・評価している。

(2) リスク管理に関する体制

当期においては、相鉄グループサステナビリティ基本規程及び危機管理内規に基づき、さまざまなリスクを予見・分析評価するとともに、損失を予防・軽減するための対策及び損害が発生した場合の対応並びに事後処理対策を行った。

(3) 子会社経営管理に関する体制

子会社の経営管理については、当社の経営戦略室が分掌し、文書化された業務処理要綱に従い事前協議、報告等を通じて効率的なモニタリングを実施している。また、子会社に

対する経営管理及び経営指導においてコンプライアンスに抵触する可能性がある旨の通報等については、弁護士が対応する体制を整備している。

(4) 取締役の職務執行に関する体制

取締役会は、当期において11回開催され、法令及び定款で定められた事項をはじめ、経営上重要な事項について決議を行っている。また、常勤取締役で構成される常務会は、当期において28回開催され、取締役会の決議事項及び重要な事項について審議を行っている。

(5) 監査役の監査の実効性に関する体制

監査役会は、当期において11回開催され、各監査役からの報告を受け、協議及び決議を行っている。

監査役会事務局に取締役その他業務執行に係る管理職等の指揮命令を受けない使用人を置き、監査役の職務を補助している。また、当該使用人の人事異動及び人事評価については、事前に常勤監査役の同意を得た上で実施している。

監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べているほか、常勤監査役については常務会等重要な会議にも出席し、必要に応じて意見を述べている。稟議書は実施書システムにより電子的に作成され、役員決裁事案について自動的に常勤監査役に報告されている。

当期の相鉄グループヘルプラインへの通報・取扱件数は46件で、対応が完了したものについてはサステナビリティ部門より適切に常勤監査役に報告されている。また、同ヘルプラインに通報等を行った者に対し、不利益な取扱いが行われていない。

監査役の職務について生ずる費用について、社会通念上妥当ではないと認められる場合を除き、速やかに処理している。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社の「株式会社の支配に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）は、以下のとおりであります。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社を支えるさまざまなステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えます。

当社は上場会社である以上、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が出現した場合に、当該行為を受け入れるか否かの最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様の

ご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、運輸業の安全性及び公共性を脅かすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、大規模買付行為を行う者が株主の皆様に対し、買付けに応じるか否かについて判断するための十分な情報や時間を提供しないもの、取締役会が大規模買付けに向けた提案を評価・検討し、代替案を提示するための十分な情報や時間を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反するものもあり得ます。

よって当社は、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保するために、株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報提供を求め、取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するための時間と情報の確保につとめる等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

当社は、基本方針実現のため、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向けて以下の取り組み（以下、「本取り組み」といいます。）を実施しております。

相鉄グループは、「快適な暮らしをサポートする事業を通じてお客様の喜びを実現し、地域社会の豊かな発展に貢献します」という基本理念のもと、横浜駅と神奈川県央部を結ぶ鉄道路線を運営し、沿線の住宅地開発や商業施設運営等の生活関連サービスをお客様に提供するという事業構造によって成長してまいりました。

地域密着型の事業を中心としている相鉄グループにとって、輸送及び食の安全の確保、接客及びCSの向上、従業員の働きやすさの改善等の積み重ねがステークホルダーの信頼確保につながるものであり、これこそが相鉄グループの企業価値の源泉であると認識しております。

相鉄グループではさらなる成長を図るべく、長期ビジョン“Vision2030”及び中期経営計画の重点戦略として、既存事業における「構造改革の断行」と新たな「稼ぐ力の強化」、「不動産事業の抜本的な強化」、「選ばれる沿線の創造」、「事業領域の拡大」等を掲げました。JR線や東急線との相互直通運転や沿線開発6大プロジェクトが実現いたしました。引き続き、沿線開発に積極的に取り組むとともに、沿線外や海外での事業展開の拡充に取り組んでまいります。

また、相鉄グループではサステナビリティ経営を推進すべく、2025年3月に「環境方針」及び「環境ビジョン」を見直し、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会を目指しています。今後も持続可能な社会の実現と企業価値向上の両立を企図して事業活動を行ってまいります。なお、本取り組みの実施にあたり、株主の皆様をはじめとしたすべてのス

テークホルダーからの信頼を確保するため、コンプライアンスの徹底を図り、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

(3) 本取り組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本取り組みは、前述のとおり、基本方針の実現のため、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向けて取り組むものであります。

このため、当社取締役会は、本取り組みが基本方針に沿い、株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	38,803	26,981	105,044	△1,923	168,905
当期変動額					
剰余金の配当			△6,283		△6,283
親会社株主に帰属する当期純利益			24,848		24,848
自己株式の取得				△2,868	△2,868
自己株式の処分		0		0	0
その他			△11		△11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	18,553	△2,868	15,684
当期末残高	38,803	26,981	123,597	△4,791	184,590

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株主持分	純 資 産 計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	6,070	△1,048	784	7,274	13,080	94	182,079
当期変動額							
剰余金の配当							△6,283
親会社株主に帰属する当期純利益							24,848
自己株式の取得							△2,868
自己株式の処分							0
その他							△11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,875	0	△235	2,927	5,567	△18	5,549
当期変動額合計	2,875	0	△235	2,927	5,567	△18	21,234
当期末残高	8,945	△1,048	549	10,202	18,648	76	203,314

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 45社

主要な連結子会社の名称 相模鉄道(株)、相鉄バス(株)、相鉄ローゼン(株)、相鉄不動産(株)、(株)相鉄アーバンクリエイツ、(株)相鉄ビルマネジメント、相鉄ホテル(株)、(株)相鉄ホテルマネジメント、相鉄企業(株)

当連結会計年度において、連結子会社である相鉄不動産販売(株)との合併により(株)相鉄リナプスを、連結子会社である(株)相鉄ホテルマネジメントとの合併により相鉄イン(株)及び(株)サンルートを、それぞれ連結の範囲から除外しております。また、合同会社SCE 1号を新たに設立し、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 7社

すべての関連会社に持分法を適用しております。

REALPROPERTY GRANDESTATE Co., Ltd.他6社

当連結会計年度において、140E Hold Trust及び140E Operations HoldCo Pty Ltdについて、新たに株式を取得したことから、持分法適用の関連会社に含めております。また、MEGA SPACE 1 Co., Ltd.について、株式を売却したことにより、持分法適用の関連会社から除外しております。

(2) 持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)相鉄インターナショナル韓国ほか8社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ア) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等

以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、匿名組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(イ) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

商品及び製品……………主に売価還元原価法

仕掛品……………個別法

原材料及び貯蔵品……………主に移動平均法

販売用不動産……………個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア) リース資産及び使用権資産以外の固定資産

定率法及び定額法を採用しております。

1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(イ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ウ) 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 工事負担金等の圧縮記帳処理

鉄道業における工事を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。なお、連結損益計算書においては、工事負担金等の受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(イ) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

グループの共通ポイントとして「相鉄ポイント」を運営しており、鉄道や駅ビル等でのご利用に応じて付与したポイントを、当社グループが提供するサービス等にご利用することができるため、顧客に付与したポイント分は別個の履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

また、乗車ポイントサービスについては、顧客から受取る対価の総額から将来の失効見込み等を考慮して算定されたポイント相当額を差し引いた純額で収益を認識しております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(ア) 運輸業

運輸業は、鉄道やバスによる運輸サービスを提供する事業であり、乗車券類を購入した顧客に対し、旅客の運輸サービスの提供を行う義務を負っております。定期外収入は、切符やＩＣカード乗車券の利用などによる運輸収入で、顧客に運輸サービスを提供した時点で履行義務が充足されるものであり、当該時点において収益を認識しております。定期収入については、定期券の有効期間にわたって履行義務が充足されるものであり、有効期間に応じて収益を認識しております。

(イ) 流通業

スーパーマーケット業は、主にスーパーマーケット各店における食品等物品販売を行う事業であり、顧客に対し、商品を引き渡す義務を負っております。食料品等の物品販売に係る収益については、商品を顧客に引渡しした時点で履行義務が充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を認識しております。

(ウ) 不動産業

不動産分譲業は、用地の仕入れから施工まで行った各分譲住戸を顧客に販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を認識しております。

不動産賃貸業は、主に横浜地域において保有するオフィスビル及び商業施設等の賃貸を行う事業であり、当該不動産の賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

(エ) ホテル業

ホテル業は、主に宿泊施設の提供並びにこれに付随するサービスを提供する事業であり、顧客との宿泊契約に基づきサービスを提供する義務を負っております。室料収入については宿泊期間に応じて履行義務が充足されるものであり、当該期間に応じて収益を認識しており、付随サービスについてはサービスを提供した時点で履行義務が充足されるものであり、当該時点において収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(ア) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法又は定率法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(ウ) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

- (エ) のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、その投資効果の発現する期間（10年）を合理的に見積り、均等償却しております。ただし、その金額が僅少な場合には一括償却しております。
- (オ) グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。

スーパーマーケット業の固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
有形固定資産2,442百万円及び無形固定資産554百万円
減損損失801百万円
- ② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
当社グループは、原則として、店舗等の、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基準としてグルーピングを行っています。
減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。
将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、客数や客単価を主要な仮定として織り込んでいます。これらの仮定は、将来の市場動向を反映しており、不確実性を伴います。これらの主要な仮定は最善の見積りを前提にしておりますが、今後の市場動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(1) 財団抵当に供されている資産（鉄道財団）

担 保 資 産		担保に係る債務	
資産の種類	簿 価 (百万円)	債務の名称	金 額 (百万円)
建物及び構築物	69,135	短期借入金	7,619
機械装置及び運搬具	25,223	長期借入金	63,081
土地	26,933		
その他（有形固定資産）	576		
借地権	1,164		
合計	123,034	合計	70,700

(2) 借入金等の担保に供されている資産

担 保 資 産		担保に係る債務	
資産の種類	簿 価 (百万円)	債務の名称	金 額 (百万円)
その他（投資その他の資産）	133	その他（流動負債）	181
合計	133	合計	181

2. 有形固定資産の減価償却累計額 469,963百万円

3. 固定資産の取得原価から直接減額した
工事負担金等の圧縮記帳累計額 119,008百万円

4. 事業用土地の再評価

連結子会社である相鉄企業(株)及び(株)相鉄アーバンクリエイツは、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額からこれを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

相鉄企業(株)

(1) 再評価を行った年月日 2002年3月31日

(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整（奥行価格補正等）を行って算定いたしました。

(株)相鉄アーバンクリエイツ

(1) 再評価を行った年月日 2000年3月31日及び2001年2月28日

(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額及び同施行令第2条第3号に定める地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定しました。

5. 棚卸資産の内訳

商品及び製品	2,137百万円
仕掛品	49百万円
原材料及び貯蔵品	1,318百万円
販売用不動産	96,045百万円

6. 保有目的の変更

当連結会計年度において、固定資産に計上されていた「建物及び構築物」及び「土地」等5,418百万円を保有目的の変更により、流動資産の「棚卸資産」に振り替えております。

IV. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは物件ごとや店舗ごとなど、管理会計上の区分に従いグループピングしております。当連結会計年度において、営業損益が悪化し短期的な業績の回復が見込まれない資産グループについて、当初想定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として1,450百万円を計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額及び使用価値により測定しており、正味売却価額の算定にあたっては、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定価額もしくは固定資産税評価額等に合理的な調整を行って算定した金額を使用しております。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを4.4%で割り引いて算出しております。

場所	用途	種類
横浜市泉区他	スーパーマーケット店舗他	建物及び構築物等

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末における発行済株式数
普通株式 98,145,499株
- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
 - 2025年6月27日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	3,404百万円
1株当たりの配当額	35円00銭
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日
 - 2025年10月30日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,879百万円
1株当たりの配当額	30円00銭
基準日	2025年9月30日
効力発生日	2025年12月1日
- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月26日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議する予定です。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	3,838百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	40円00銭
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月29日

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については流動性の高い金融資産及び短期的な預金等に限定しております。資金調達については銀行等金融機関からの借入及び社債発行によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金の一部は外貨預金であり、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券は、匿名組合出資金、特定目的会社出資金等であり、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、双方市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、また、リース債務は主に一部の在外連結子会社についてIFRS第16号「リース」を適用したもので、償還日は最長で決算日後21年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

長期預り敷金保証金は、主として不動産業に係るものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各事業部門において主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨預金については、定期的に為替相場を把握し、為替変動リスクを管理しております。

借入金に係る支払金利の変動リスク及び為替変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の管理体制については、デリバティブ取引執行に関する規程を設けており、これに基づき執行しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 社債	175,000	154,226	△20,774
(2) 長期借入金	223,924	211,980	△11,944
負 債 計	398,924	366,206	△32,718

(注)「(2) 長期借入金」に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
社債	—	154,226	—	154,226
長期借入金	—	211,980	—	211,980
負 債 計	—	366,206	—	366,206

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

当社の発行する社債の時価は、その時価を市場価格から算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の長期借入金の時価については金利スワップの対象とされていることから、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
一部の連結子会社では、神奈川県その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。
- 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
287,048	460,698

- (注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」による方法又は一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 2,117円75銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 258円56銭 |

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅹ. 収益認識に関する注記

- 収益の分解情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	運輸業	流通業	不動産業	ホテル業		
鉄道業	36,859	—	—	—	—	36,859
バス業	7,285	—	—	—	—	7,285
スーパーマーケット業	—	87,207	—	—	—	87,207
その他流通業	—	9,306	—	—	—	9,306
分譲業	—	—	29,065	—	—	29,065
賃貸業	—	—	4,069	—	—	4,069
ホテル業	—	—	—	74,056	—	74,056
その他	—	—	—	—	22,003	22,003
顧客との契約から生じる収益	44,145	96,514	33,134	74,056	22,003	269,854
その他の収益 (注) 2	229	682	35,663	1,004	138	37,717
外部顧客への営業収益	44,375	97,196	68,798	75,060	22,142	307,572

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビルメンテナンス業等の事業を含んでおります。

2. 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の範囲に含まれる賃貸収入等です。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	15,199
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	20,380
契約負債（期首残高）	4,996
契約負債（期末残高）	4,726

契約負債の主な内容は、運輸業における定期券収入について、定期券の有効期間に応じた日割り計算により収入を計上しておりますが、当連結会計年度末において、有効期間が到来していない残高であります。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,157百万円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が270百万円減少した主な理由は、分譲業において、引き渡し前の分譲マンション等の代金・手付金が減少したためであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要なものはありません。

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	百万円 38,803	百万円 15,440	百万円 14,366	百万円 29,806	百万円 93,150	百万円 93,150
当期変動額						
剰余金の配当					△6,283	△6,283
当期純利益					25,515	25,515
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	－	－	0	0	19,231	19,231
当期末残高	38,803	15,440	14,366	29,807	112,381	112,381

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	百万円 △1,923	百万円 159,836	百万円 5,225	百万円 5,225	百万円 165,061
当期変動額					
剰余金の配当		△6,283			△6,283
当期純利益		25,515			25,515
自己株式の取得	△2,868	△2,868			△2,868
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,767	2,767	2,767
当期変動額合計	△2,868	16,363	2,767	2,767	19,130
当期末残高	△4,791	176,199	7,993	7,993	184,192

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等
以外のもの……………時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産……………定額法
- (2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。
- (3) ポイント引当金……………販売促進を目的とするポイント制度により、顧客へ付与したポイント利用に備えるため当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は発生事業年度から、数理計算上の差異は発生の翌事業年度から、それぞれ発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定率法により、費用処理することとしております。
- (5) 債務保証等損失引当金……………関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 関係会社受入手数料収入に係る収益認識

当社は、グループの経営戦略を立案及び推進する役割を担っており、子会社との契約内容に応じたグループ経営戦略を立案及び推進する義務を負っています。当該履行義務は契約期間に応じて履行義務が充足されるものであり、契約期間にわたって収益を認識しております。

② 関係会社受取配当金に係る収益認識

配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(4) グループ通算制度の適用

当社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. グループ預け金

当社グループ内の資金を一元化し、効率的に活用することを目的として相鉄ビジネスサービス(株)（当社の全額出資会社）に対して預け入れた額であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 859百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	8,623百万円
関係会社に対する長期金銭債権	410,240百万円
関係会社に対する短期金銭債務	12,457百万円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業収益	20,027百万円
営業費用	2,113百万円
営業取引以外の取引高	4,943百万円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

普通株式

2,176,426株

Ⅴ．税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	(単位：百万円)
関係会社株式	7,630
退職給付関係	6,575
貸倒引当金	998
税務上の繰越欠損金	821
債務保証等損失引当金	506
ポイント引当金	301
未払事業税	59
その他	222
繰延税金資産小計	17,116
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△821
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△10,039
評価性引当額	△10,861
繰延税金資産合計	6,254
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,670
前払年金費用	△2,898
その他	△6
繰延税金負債合計	△6,575
差引：繰延税金負債の純額	△321

2. グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従っております。

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)相鉄アーバンクリエイツ	所有 直接 100%	兼任 4名	資金の貸付他	利息の受取 資金の貸付(純額)	2,682 7,800	長期貸付金	208,200
子会社	相模鉄道(株)	所有 直接 100%	兼任 6名	資金の貸付他	利息の受取 資金の貸付(純額) 被債務保証(注) 1	690 △3,000 411,550	長期貸付金	76,000
子会社	(株)相鉄ホテル開発	所有 直接 100%	兼任 2名	資金の貸付他	利息の受取 資金の貸付(純額)	609 △1,592	長期貸付金	44,801
子会社	相鉄不動産(株)	所有 直接 100%	兼任 4名	資金の貸付他	利息の受取 資金の貸付(純額)	650 20,800	長期貸付金	62,800
子会社	相鉄ビジネスサービス(株)	所有 直接 100%	兼任 2名	資金の借入他	CMS (注)2 業務委託	 1,524	グループ預け金 グループ借入金	450 6,000
子会社	相鉄クリーンエナジー(株)	所有 直接 100%	兼任 1名	資金の貸付他	利息の受取 資金の貸付(純額)	59 14,021	長期貸付金	14,478

- (注) 1. 被債務保証は当社の銀行借入等に対して行われているものであります。
2. 当社は、相鉄グループ内の資金を一元化し、効率的に活用することを目的としたキャッシュマネジメントサービスの基本契約に基づくCMS（キャッシュマネジメントシステム）を利用しております。よって、グループ預け金又はグループ短期借入金の残高は日々変動しているため、取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載しております。
3. (株)相鉄ホテル開発に対する貸倒懸念債権に対し、3,172百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において4,820百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
4. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(株)相鉄アーバンクリエイツ、相模鉄道(株)、(株)相鉄ホテル開発、相鉄不動産(株)及び相鉄クリーンエナジー(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,919円29銭
1株当たり当期純利益	265円50銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主総会会場ご案内図

会場

横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ「日輪」(5階)

神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号 電話：(045) 411-1111 (代表)



議決権の事前行使にご協力ください

株主総会当日は、当社役員、係員等においては、軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

株主総会での株主の皆様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。